

# 京田辺市職員の給与・定員管理等について（平成30年度公表）

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度 人件費率	
						%	%
平成 29年度	人 69,074	千円 24,527,115	千円 359,662	千円 5,458,666	22.3	22.6	

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

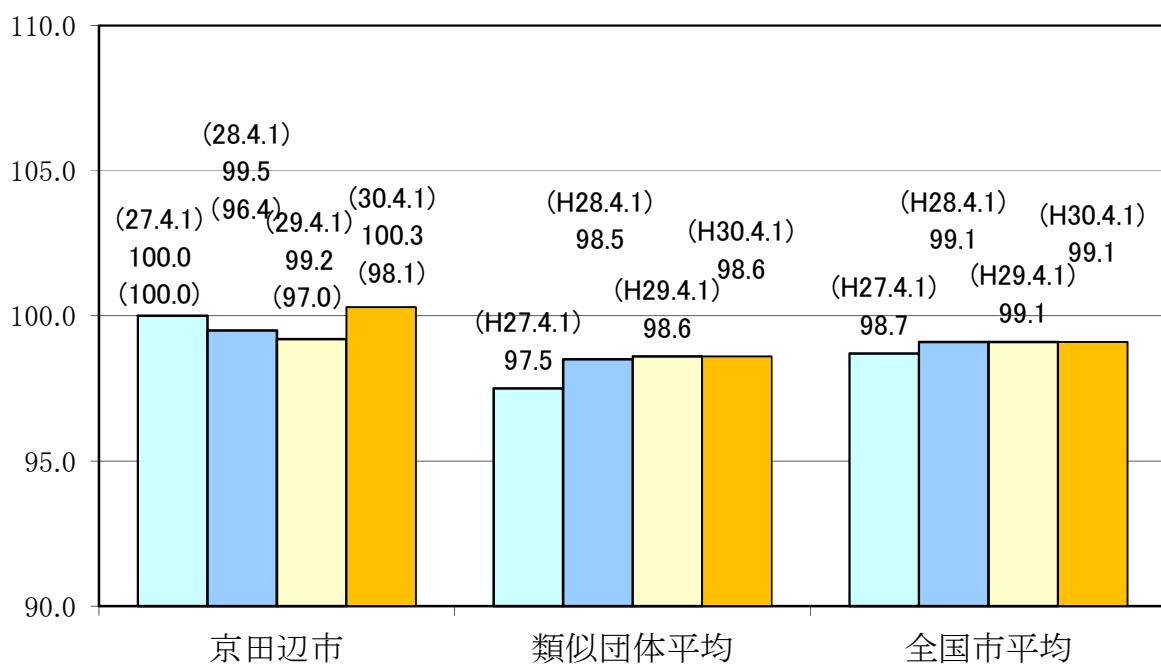
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 29年度	人 603	千円 2,044,348	千円 719,082	千円 881,456	千円 3,644,886	千円 6,045	千円 6,178

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指標。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施] [未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）平成28年度の国基準12%に対し、平成28年4月1日時点は8.5%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より8.0%→8.5%へ引き上げ

平成28年4月1日より8.5%→9.5%へ引き上げ

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	6%	8%	10%	12%	12%	12%
京田辺市の支給割合	6%	8%	8.5%	9.5%	9.5%	10%

③その他見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国比較ベース)(円)
京田辺市	40.6	314,100	436,700	370,989
京都府	43.3	324,262	412,578	375,513
国	43.5	329,845	—	410,940
類似団体	41.3	310,754	391,700	356,352

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
京田辺市	48.8	45	352,200	443,267	404,149	—	—	—	
うち清掃職員	47.11	32	347,800	438,516	399,300	廃棄物処理業 従業員	45.8	293,000	
うち学校給食員	50.0	4	359,200	440,725	421,525	調理師	40.2	276,800	
うち用務員	44.7	1	355,800	424,400	419,600	用務員	55.6	207,200	
京都府	55.7	190	363,095	415,258	396,421	—	—	—	
国	50.7	2,553	286,817	—	328,637	—	—	—	
類似団体	50.8	25	325,745	380,687	358,362	—	—	—	

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C) (円)	民間(D) (円)	C/D
京田辺市	—	—	—
うち清掃職員	7,115,892	4,038,000	1.76
うち学校給食員	7,282,700	3,680,700	1.98
うち用務員	6,959,600	2,808,700	2.48

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27~29年度の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)
京田辺市	34.9	270,100	321,891
京都府	41.0	353,040	403,833
類似団体	39.7	302,385	350,269

(注)1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース  
 (=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		京田辺市 (円)	京都府 (円)	国 (円)
一般行政職	大学卒	185,800	188,100	179,200
	高校卒	156,800	153,400	147,100
技能労務職	高校卒	156,800	—	—
	中学卒	142,600	—	—
教育職	大学卒	185,800	210,100	—
	高校卒	156,800	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

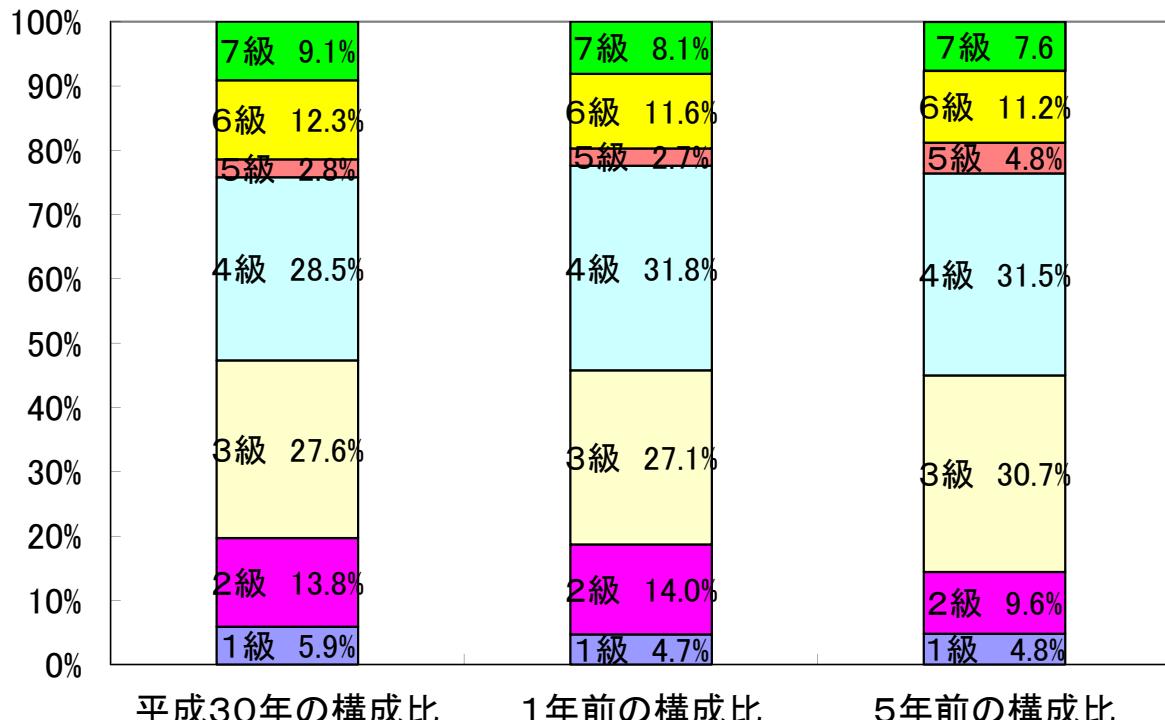
区分	経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年	経験年数25年～29年
一般行政職	大学卒	281,600 円	320,900 円	365,300 円
	高校卒	一 円	一 円	384,300 円
技能労務職	高校卒	250,000 円	279,600 円	354,700 円
	中学卒	一 円	一 円	— 円
教育職	大学卒	282,000 円	334,900 円	375,700 円
	短大卒	267,500 円	297,400 円	371,100 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

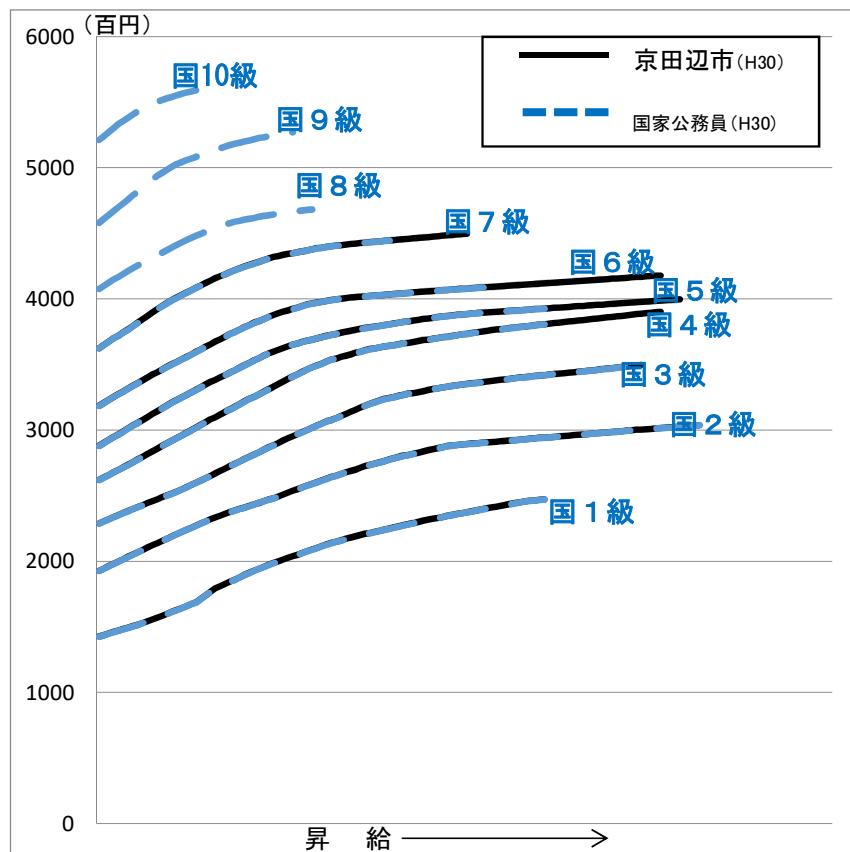
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事補、技師補	人 15	% 5.9	円 142,600	円 247,100
2級	主事、技師	人 35	% 13.8	円 192,700	円 303,800
3級	主査、主任	人 70	% 27.7	円 228,900	円 349,600
4級	課長補佐、係長	人 72	% 28.5	円 262,000	円 390,200
5級	所長、館長	人 7	% 2.8	円 288,000	円 399,600
6級	課長	人 31	% 12.3	円 318,500	円 417,800
7級	部長、副部長	人 23	% 9.1	円 362,300	円 449,700

(注)1 京田辺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（京田辺市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		<input checked="" type="radio"/>		
標準の区分のみ（一律）	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

京田辺市	京都府	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,541 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,706 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（京田辺市）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

### (2) 退職手当（平成30年4月1日）

京田辺市	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 41.325 月分 49.590 月分	
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.590 月分	
その他の加算措置	その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額 3,844千円 22,822千円	—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（平成30年4月1日）

支給実績（平成29年度決算）	203,889 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	338,124 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市 全 域	9.5 %	603 人	12 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	99.2		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日）

支給実績（平成29年度決算）		52,130 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		369,716 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		23.4 %		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税事務従事手当	滞納整理・処分従事職員	滞納整理・処分業務	0 円	日額200円
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業業務	0 円	1回300円
	野犬等捕獲・死体処理作業従事職員	野犬等捕獲・死体処理業務	4,200 円	1回500円
じん芥収集・焼却、し尿処理従事手当	じん芥収集車運転業務従事職員	じん芥収集車運転業務	2,578,900 円	日額1,700円
	じん芥収集業務従事職員	じん芥収集業務	3,556,800 円	日額1,600円
	じん芥破碎業務従事職員	じん芥破碎業務	2,199,800 円	日額1,600円
	じん芥焼却業務従事職員	じん芥焼却業務	1,890,900 円	日額1,100円
	変則勤務じん芥焼却業務従事職員	変則勤務じん芥焼却業務	1,236,900 円	日額1,900円
	し尿処理業務従事職員	し尿処理業務	609,650 円	日額900円
行旅病人等収容従事手当	行旅病人、精神疾患者の収容又は護送従事職員	行旅病人、精神疾患者の収容又は護送業務	0 円	1回500円
	行旅死体の収容等業務従事職員	行旅死体の収容等業務	0 円	1回1,000円
消防業務従事手当	消防業務従事消防吏員	消防従事業務	33,569,000 円	日勤者…1日1,000円 交代勤務者…1当務3,000円
	救急救命士業務に従事する消防吏員	救急救命従事業務	2,903,430 円	日額510円
	消防業務従事消防吏員	火災等発生時出動業務	596,400 円	1回300円
		救急出動業務	2,704,600 円	1回200円
社会福祉業務従事手当	生活保護の現業を行うケースワーカーと査察指導員	生活保護業務	276,800 円	1日160円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	230,658 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	515 千円
支給実績（平成28年度決算）	259,693 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	634 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	配偶者月額10,000円 子8,000円(うち特定扶養 加算+5,000円) 父母6,500円 配偶者がいない場合:子1人 目 10,000円、子以外の扶養 親族9,000円	同じ		62,925 千円	234,794 円
住居手当	家賃等を月額 12,000円 以上支払っている職員に対 して、家賃等の額に応じて、 月額最高 27,000円を加 算	同じ		31,982 千円	316,653 円
通勤手当	①交通機関利用者は、運賃 等の額に応じ、6か月を超 えない範囲内で、月の初日か らその月以後の月の末日ま での期間として規則定める 期間の通勤に要する運賃等 に相当する額を支給 ②自動車等交通用具使用 者は、通勤距離(2~60km以 上)に応じて、月額2,300円 ~24,500円を支給	同じ		37,869 千円	73,532 円
管理職手当	月額 部長 55,000円 副部長 45,000円 課長 41,000円 指導主幹 33,000円 所長 31,000円 統括主幹 24,000円	異なる		45,646 千円	475,479 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末 年始等において勤務した場 合	同じ		45,435 千円	504,833 円

## 5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料 報 酬	市長	875,000円 ( 円)	1,061,000円／ 644,000円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副市長	730,000円 ( 円)	885,000円／ 620,000円	
	議長	500,000円 ( 円)	737,000円／ 357,000円	
	副議長	405,000円 ( 円)	653,000円／ 294,000円	
	議員	375,000円 ( 円)	591,000円／ 266,000円	
	市長	(平成29年度支給割合) 【給料+地域手当+役職加算額((給料+(給料×地域手当率))×15%)】×4.00月分		
	副市長	(平成29年度支給割合) 【報酬+役職加算額(報酬×15%)】×3.30月分		
	議長	(算定方式) 給料月額×530／100×在職年数	(1期の手当額) 18,550,000円	(支給時期) 任期ごと
	副議長	給料月額×315／100×在職年数	9,198,000円	任期ごと
	議員			
期末手当	市長			
	副市長			
退職手当	市長			
	副市長			

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

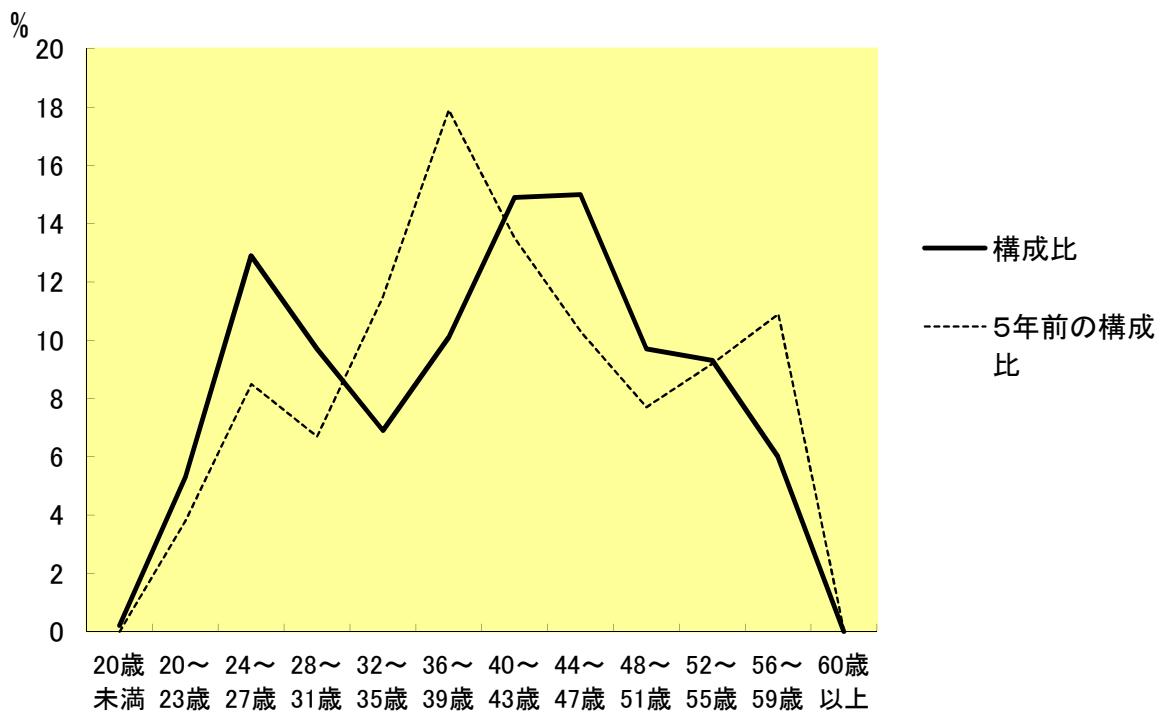
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	81	85	4	欠員補充等による増
	税務	27	28	1	欠員補充による増
	民生	110	152	42	保育士採用による増
	衛生	66	69	3	保健師欠員補充による増
	労働	1	1	0	
	農林水産	11	11	0	
	商工	4	4	0	
	土木	45	45	0	
	計	350	400	50	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.91人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 49.02人)
教育部門	94	99	5		幼稚園教諭採用等による増
	101	104	3		欠員補充等による増
	545	603	58		<参考> 人口1万人当たり職員数 87.30人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 62.84人)
	小計				
公営企業計等部門	水道	28	30	2	公営企業化による統合に伴う増
	下水道	11	9	△2	公営企業化による統合に伴う減
	国保	7	7	0	
	介護保険	13	13	0	
	その他	1	1	0	
	小計	60	60	0	
合 計		605 [ 716 ]	663 [ 758 ]	58 [ 42 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.98人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	2	42	84	76	47	59	86	96	76	50	45	0	663

### (3) 職員の推移

(单位:人·%)

部門別／年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	(単位：人／%)
一般行政	334	337	347	352	350	400	66 (119.8%)
教育	89	86	86	95	94	99	10 (111.2%)
消防	107	104	101	103	101	104	-3 (97.2%)
普通会計	530	527	534	550	545	603	73 (113.8%)
公営企業等会計	59	61	61	58	60	60	1 (101.7%)
総合計	589	588	595	608	605	663	74

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(ただし、教育長は除く)

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める職員給与費比率 %
29年度	千円 1,486,683	千円 328	千円 163,839	11.0 %	10.6 %

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費 47,540千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	人 30	千円 119,644	千円 37,476	千円 53,574	千円 210,694	千円 7,023

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
京田辺市	47.7 歳	380,507 円	592,007 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
事業者	一 歳		— 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

京田辺市	京田辺市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(29年度) 1,786 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,541 千円
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

京田辺市			京田辺市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			-		
1人当たり平均支給額	千円 21,866	千円 21,866	1人当たり平均支給額	3,844千円	22,822千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		11,884 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		396,133 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市 全 域	9.5 %	30 人	9.5 %

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)	93 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	8,409 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	36.67 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)
滞納整理手当及び停水 処分手当	滯納整理及び停水処分従事職員	滯納整理及び停水 処分業務	0 1日200円
特異性手当	工務課職員	工務課従事業務	92,500 ① 1回2,500円(突発的工事等で午後10時以後翌日の午前5時前までの間の呼出しの場合) ② 1回1,500円(突発的工事等で上記の時間以外の間の呼出しの場合)

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 ( 2 9 年 度 決 算 )	13,222 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 ( 2 9 年 度 決 算 )	489 千円
支 給 実 績 ( 2 8 年 度 決 算 )	14,346 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 ( 2 8 年 度 決 算 )	495 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含まない。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者月額10,000円 子8,000円(うち特定扶養加算+5,000円) 父母6,500円 配偶者がいない場合:子1人目 10,000円、子以外の扶養親族9,000円	同じ		5,454 千円	320,824 円
住居手当	家賃等を月額 12,000円以上支払っている職員に対して、家賃等の額に応じて、月額最高 27,000円を加算	同じ		1,728 千円	345,600 円
通勤手当	①交通機関利用者は、運賃等の額に応じ、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則定める期間の通勤に要する運賃等に相当する額を支給 ②自動車等交通用具使用者は、通勤距離(2~60km以上)に応じて、月額2,300円~24,500円を支給	同じ		1,871 千円	74,859 円
管理職手当	月額 部長 55,000円 副部長 45,000円 課長 41,000円 指導主幹 33,000円 所長 31,000円 統括主幹 24,000円		工務課に属する統括主幹について場長と同等の職務と認めて手当を同額としている	3,072 千円	512,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始等において勤務した場合	同じ		953 千円	25,780 円